

家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成19年6月26日(火)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 太 田 敏 子

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩 野 信 夫

東京家庭裁判所家事調停委員 中 村 智

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒 井 史 男

関東医療少年院長 大 橋 秀 夫

東京保護観察所首席保護観察官 西瀬戸 伸 子

東京地方検察庁刑事部長 渡 邊 徳 昭

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

元共同通信社編集局編集委員 野 村 満 利

NHK放送文化研究所メディア研究担当部長 原 由美子

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 堀 川 末 子

第一東京弁護士会所属 弁護士 関 澤 潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山 下 正 祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 門 口 正 人

東京家庭裁判所家事部所長代行者 上 原 裕 之

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八 木 正 一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	樋口昇
東京家庭裁判所家事首席書記官	大谷保
東京家庭裁判所少年首席書記官	松本秀敏
東京家庭裁判所事務局長	中井憲一
東京家庭裁判所事務局総務課長	金内義明
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	宮手篤

(7) 説明者

東京家庭裁判所裁判官	都築民枝
東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	野間祐介
東京家庭裁判所主任書記官	佐藤彰

4 議事

(1) 新委員あいさつ（狩野委員，大橋委員，西瀬戸委員，上原委員）

(2) 「第2期裁判所委員会についてのアンケート調査」について

標記の調査について，配布の回答案のとおり回答したい旨を諮り，了承された。

(3) 成年後見制度について

ア 最高裁判所が作成した成年後見手続説明用ビデオを視聴した。

（少年関係委員）

成年後見の申立から，後見人として行動できるようになるまで，平均してどのくらいの期間がかかるのか。

（佐藤主任書記官）

申立から審判までの期間について，窓口の相談段階では，大体3か月程度は見込んでくださいという説明をしているが，現実には少し早まっていて，現在，2か月前後ぐらいで審判が出る状況にはなっている。ただ，これも平均なので，もっと早いケースもあれば，もっと遅くなるケースもある。

（弁護士委員）

このビデオと本日配布されたパンフレットについて，東京家庭裁判所では，

どのように広報に使用しているのか。例えば、ビデオを一般の方に見せているのか、あるいは、どこかの区でNPO的な成年後見人候補者を教育しているというテレビ番組があったが、そういうときに見せているとか、どのような方法で使用しているのか。

(都築裁判官)

パンフレットは後見センターの待合室に置いてある。

イ 最高裁判所作成のリーフレット「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」に基づき、法定後見と任意後見に関し後見人の選任、後見の始期、後見人の職務等の差異及び成年後見登記制度について説明した。

(少年関係委員)

法定後見で、後見人が本人の契約をどれくらいさかのぼって取り消すことができるのか。例えば、本人が行った売買契約を、4か月とか6か月後に後見人が選任されて、取り消せるのか。

(都築裁判官)

後見人は、本人が成年後見開始の審判を受けた後の法律行為について取り消すことができる。

(弁護士委員)

先ほどのビデオは、どのような目的で利用することが考えられているのか。例えば、市区町村に配布したり、依頼があれば貸し出したりしているのか。

(委員長)

ビデオはこれからどんどん使っていきたい。しかし、窓口に来られた方は、ビデオによる一般的な説明だけではならず、私の場合はどうなんでしょうかという質問になってくると聞いているが、窓口相談の実情について紹介してもらおう。

(佐藤主任書記官)

概数だが、1日に20人から30人程度の方が窓口相談にいらっしゃる。

それらの方は、金融機関に行ったところ、後見制度を利用してくれと言われてただけで基礎知識がないのが一般的である。裁判所の窓口で、後見制度について手引きやこのパンフレット等を使って説明すると、後見人の仕事はそんなに大変な仕事なんですかと言われる。後見人の事務は単に預金を下ろすだけではない。仕事の重要性と役割を理解していただかなければならない。ビデオも有効だが、人によって理解の度合いも異なり、後見センターの職員がそれぞれ個別に対応せざるを得ない状況である。

（学識者委員）

ホームページでこれを見られるようにすれば、予備知識を得られ、自分の知りたいことも整理できると思うので、是非検討してほしい。

（弁護士委員）

社会福祉協議会等で成年後見に関する相談を受けると、裁判所のホームページに必要書類、申立権者、費用等について全部出ていてダウンロードできるから、インターネットができる方はそれを利用してほしいと説明し、そうではない場合は、家庭裁判所で書類をもらうか、あるいは推進機関、地域包括支援センターでも書類をそろえていて、手続の仕方について援助したりしていると説明している。むしろそういう機関に先ほどのビデオを配布したら非常に便利ではないか。社会福祉協議会や推進機関等は研修も毎年行っているのだから、そのためにも配布してもらえるとありがたい。

（弁護士委員）

裁判所は、これ以上成年後見の申立が増えたと対応しきれないという意識があるのか。

（都築裁判官）

そういうことは断じてない。問題を抱えている人がスムーズに申立をされ、それについて適切に対応することを心がけている。

（弁護士委員）

現在，成年後見制度についてどのような問題があって，どういうふうにしていかなければならないかということを知りたい。

（都築裁判官）

弁護士会の高齢者あるいは障害者等の委員会，後見人候補者を推薦する団体としての司法書士の団体，社会福祉士会等と日常生ずる様々な問題点について検討している最中である。

（弁護士委員）

任意後見監督人の選任申立をする場合，候補者がいないときは申立書の候補者欄を白紙で出して，裁判所が適任者を選任することは可能なのか。

（佐藤主任書記官）

任意後見監督人選任の場合，申立人が任意後見の受任者であったり親族であったりして，本人と利害が反する関係になることが多い。東京家庭裁判所では，弁護士会等の協力を得て，原則として裁判所が第三者である弁護士等を選ぶ態勢を取っているため，任意後見監督人については，候補者を基本的に立てなくてもよい状況になっている。

ウ 成年後見関係事件について，統計資料に基づき全国の概況及び東京家庭裁判所の特徴を説明した。

（学識者委員）

制度の利用者からの家庭裁判所に対する要望，不満にはどのようなものがあるのか。

（佐藤主任書記官）

どうしてそんなに時間，費用が掛かるのかというものがある。申立段階で資料をそろえてもらうが，それに対してもこれは大変ですねという話も聞いている。

（都築裁判官）

弁護士，司法書士等の第三者を後見人に選任する際，申立人の納得を得る

ことが困難な場合がある。

(弁護士委員)

申立人から、親族でやりたいと言われることが多いのか。

(都築裁判官)

そのとおりである。

(裁判官委員)

当事者は、第三者が入ることによりかなり抵抗を示す。これは東京だけではなく、地方でも同じ状況が起きている。

(家事関係委員)

この制度は基本的に普及してきたと思うが、認知症の高齢者や知的障害者の数、東京の一人暮らしの人の数から比較すると、この制度を活用しなければならない状態に置かれている人に、この制度が行き渡っていないんじゃないかという感じを持っている。子どもが、法定後見人に選ばれていないにもかかわらず、子どもである故をもって、自分の判断で契約をしたり、財産管理をしていることがある。介護施設にあずけた親の処遇を巡って兄弟間で争いをするとかいうことを日常茶飯事で目にするにつけ、もっと成年後見制度を普及させていかなければならないと思う。家庭裁判所だけがその第一義的な相談窓口を担うのは非常に困難なので、地域包括支援センターや、区市町村によっては権利擁護推進機関を積極的に設置し始めているところもあり、そういうところをもっと活用して、身近なところで相談に応じられる態勢を作っていくべきだと思う。

東京は、高齢者一人とか高齢者夫婦のみの世帯が6割で、これから10年後20年後には7割を超えられている。遠く離れた親族はこれら的高齢者にほとんど関心を持たないので、区市町村長の申立は、これから増えざるを得ないと思っており、非常に課題が多い制度ではないか。

(少年関係委員)

成年後見制度の利用を全体として見た場合に、身上監護と財産管理のいずれにウエイトを置いた利用の仕方がされているのか。また、任意後見はどの程度利用されているのか。

（都築裁判官）

財産管理を中心とした運用がなされている。

（佐藤主任書記官）

最高裁の統計によれば、平成17年4月から平成18年3月までの任意後見監督人選任の申立件数は全国で291件である。ただし、任意後見契約締結の登記件数は、制度ができて1年目から6年目までの累計で1万5000件近くある。任意後見は将来への備えなので、今後、任意後見監督人選任の申立は増えていく可能性がある。

（家事関係委員）

調停で弁護士が保佐人に付いた事件を経験をしたが、保佐人ということで立場上なかなか調停の話合いに乗ってくれないようなことがあって、結局、不成立になった。成年後見人を選任するとき、どのような人を選ぶのか。

（弁護士委員）

弁護士としてもどうしたらよいか悩むところがある。例えば遺産分割のときに法定相続分をきちんと確保することが目的だと言われてしまうと、弁護士としては、それに沿ってやるのが基本になってしまって、融通を利かせて思い切って譲るのは非常にしづらくなると思う。常に、自分がやっている行為がその後問題にならないかという意識を働かせながら後見人の事務に臨むことになる。そのために、調停という場は非常に難しい場になるのではないかな。

（弁護士委員）

最近、東京都や区がボランティアの成年後見人を育成しているという話を聞いたが、そういう方の選任状況をうかがいたい。

(都築裁判官)

現在，市民後見人を後見人候補者とする申立が 1 件ある。今後，更にそのような申立が増加するのではないか。

(4) 次回テーマ

次回のテーマとして「子の福祉に関する家庭裁判所の役割～面接交渉，子の監護」が提案され，了承された。

次々回以降のテーマに「少年法の改正関係」を取り上げてほしいとの意見があった。

(5) 次回期日等について

今回は，平成 19 年 10 月 31 日（水）午後 3 時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。

本委員会の後，東京都に対し，ビデオ（DVD）を 5 枚送付した。東京都では，それを複製して，区市町村，区市町村社会福祉協議会，地域包括支援センター等に配布した。